

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十三年二月十四日

広島県監査委員

富永

健

三

同

川上

征

矢

同

高橋

義

則

同

加賀美

和

正

監査の結果（平成23年1月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成21年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が16機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部総務事務所	平成22年11月9日	平成22年11月1日	実地監査
	(総務第二課)		平成22年10月27日	
	呉支所	平成22年10月21日	平成22年10月6～7日	
	東広島支所	平成22年10月14日	平成22年10月4～5日	
2	東部総務事務所	平成22年10月28日	平成22年10月18, 20日	
	(総務第二課)		平成22年10月12日	
3	北部総務事務所	平成22年11月17日	平成22年11月8～9日	
	(総務第二課)		平成22年11月4日	
4	西部県税事務所	平成22年11月9日	平成22年11月1日	
	呉分室	平成22年10月21日	平成22年10月6～7日	
	廿日市分室	平成22年11月9日	平成22年10月27日	
	東広島分室	平成22年10月14日	平成22年10月4～5日	

5	東部県税事務所	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 10 月 18, 20 日
	尾道分室		平成 22 年 10 月 12 日
6	北部県税事務所	平成 22 年 11 月 17 日	平成 22 年 11 月 8～9 日
7	西部厚生環境事務所 西部保健所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 10 月 27 日
	広島支所		平成 22 年 11 月 1 日
	呉支所	平成 22 年 10 月 21 日	平成 22 年 10 月 6～7 日
8	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 4～5 日
9	東部厚生環境事務所 東部保健所	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 10 月 12 日
	福山支所		平成 22 年 10 月 18, 20 日
10	北部厚生環境事務所 北部保健所	平成 22 年 11 月 17 日	平成 22 年 11 月 8～9 日
11	西部農林水産事務所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 11 月 1 日
	呉農林事業所	平成 22 年 10 月 21 日	平成 22 年 10 月 6～7 日
	東広島農林事業所	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 4～5 日
12	東部農林水産事務所	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 10 月 18, 20 日
	尾道農林事業所		平成 22 年 10 月 12 日
13	北部農林水産事務所	平成 22 年 11 月 17 日	平成 22 年 11 月 4 日
14	西部建設事務所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 10 月 22 日
	呉支所	平成 22 年 10 月 21 日	平成 22 年 10 月 6～7 日
	廿日市支所	平成 22 年 11 月 9 日	平成 22 年 10 月 27 日
	安芸太田支所		平成 22 年 10 月 26 日
	東広島支所	平成 22 年 10 月 14 日	平成 22 年 10 月 4～5 日
15	東部建設事務所	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年 10 月 18, 20 日
	三原支所		平成 22 年 10 月 13 日
16	北部建設事務所	平成 22 年 11 月 17 日	平成 22 年 11 月 8～9 日
	庄原支所		平成 22 年 11 月 4 日

実地監査

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 西部総務事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること、各事業事務所の庶務・経理に関

すること など

・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
・総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
・呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
・東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部総務事務所	17	1 課	総務課
・総務第二課	12	1 課	総務第二課
・呉支所	19	2 課	総務課，経理課
・東広島支所	26	2 課	総務課，経理課

イ 地方事務所重点監査項目

・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	2人 11,516円	0人 0円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

(西部総務事務所)

契約名	内 容
軽自動車取得税申告書受付業務委託契約（平成 21 年度）	委託料の支払について、年 4 回払として契約されていたが、事業完了後に一括して支払われていた。
	委託業務の完了に係る県の検査に関する規定及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率が契約書に明記されていなかった。

(西部総務事務所呉支所)

契約名	内 容
広島県呉庁舎設備保全及び清掃等業務委託契約（平成 21～22 年度）	契約書に基づく特記仕様書により業務の実施前に受託者から提出を受けるべき書類のうち、次の書類について提出を受けていなかった。 ・業務責任者について、受注者との雇用関係を証明する書類及び実務経歴書

ウ 物品契約事務における見積書の徴取について

物品契約事務において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所東広島支所)

内 容	根 拠
物品の購入に当たり見積書を 1 通にとどめることができる場合においては、口頭照会による見積合せを行い、発注決裁書等に当該結果を記録することとされているが、契約の相手方の住所・名称等のみが記載され、見積合せを行った相手方及び当該結果について記録されていないものがあつた。	・広島県契約規則第 32 条 ・物品契約事務に係る運用指針 3 の(4)のアの(ア)
予定価格が 5 万円以上である道路運送車両法に基づく自動車の検査(車検)の契約の相手方選定に当たり、見積書を 1 通しか徴していないものがあつた。	・広島県契約規則第 32 条 ・物品契約事務に係る運用指針 3 の(2)のア

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率 60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、呉支所の稼働率は平成 21 年度 34.2%、平成 22 年度(4 月～8 月分) 47.1%、東広島支所の稼働率は平成 21 年度 25.8%、平成 22 年度(4 月～8 月分) 47.1%となっており、目安とされる 60%に比べ呉支所は平成 21 年度で 25.8 ポイント、平成 22 年度で 12.9 ポイント、東広島支所は平成 21 年度で 34.2 ポイント、平成 22 年度で 12.9 ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。(西部総務事務所呉支所、東広島支所)

2 東部総務事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること、各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
・総務第二課	尾道市古浜町 26 番 12 号	

- ・組織体制(人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課 名 等
東部総務事務所	24	2 課	総務課、経理課
・総務第二課	12	1 課	総務第二課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（東部総務事務所総務第二課）

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
建設工事請負契約解除に伴う遅延利息	1人 81,385円	1人 81,385円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（東部総務事務所）

委託業務名	内 容
地域事務所再編に伴う福山庁舎機密文書等廃棄処理業務	随意契約を締結する際の見積書の徴取に当たり、選定要件に該当しない業者から見積書を徴取しているものがあつた。

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、本所の稼働率は平成21年度40.0%、平成22年度（4月～8月分）53.3%となっており、目安とされる60%に比べ平成21年度で20.0ポイント、平成22年度で6.7ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。（東部総務事務所本所）

3 北部総務事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること、各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所 在 地	所 管 区 域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市
・総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は、平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課 名 等
北部総務事務所	17	2課	総務課、経理課
・総務第二課	14	1課	総務第二課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【意見】

委託契約における事務処理について

(ア) 次の委託契約において、委託業務に係る設計金額の積算に際して、複数の者から参考見積書を徴取していたが、積算された設計単価が、参考見積書の単価を基に積算しておらず、積算単価の算出根拠が明確でなかった。設計金額の積算に当たっては、単価の算出根拠を明確にしておく必要がある。(北部総務事務所)

- ・廃棄物処理業務委託（契約期間 H19. 4. 1～H22. 3. 31, 契約額 982, 800 円）

(イ) 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。(北部総務事務所)

- ・廃棄物処理業務委託（契約期間 H22. 4. 1～H24. 3. 31, 契約額 201, 600 円）

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率 60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、総務第二課の稼働率は平成 21 年度 48.3%, 平成 22 年度（4 月～8 月分）48.6%となっており、目安とされる 60%に比べ平成 21 年度で 11.7 ポイント、平成 22 年度で 11.4 ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。(北部総務事務所総務第二課)

4 西部県税事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること、滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町 10 番 23 号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
・呉分室	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
・廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	
・東広島分室	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	161	8 課 3 班	特別滞納整理第一班，特別滞納整理第二班，個人住民税対策班，税務管理課，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課，軽油税課
・呉分室	10	2 班	納税班，滞納整理班
・廿日市分室	16	2 班	納税班，滞納整理班
・東広島分室	38	3 課 1 班	個人住民税対策班，納税課，不動産評価課，軽油調査課

イ 地方事務所重点監査項目

・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部県税事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 21 年 11 月)
個人県民税	3,921,542,125 円	3,526,851,700 円
法人県民税	110,607,355 円	95,636,880 円
個人事業税	299,251,440 円	327,677,033 円
法人事業税	396,029,317 円	310,267,243 円
不動産取得税	516,666,123 円	501,421,553 円
ゴルフ場利用税	2,211,200 円	0 円
軽油引取税	11,831,576 円	0 円
自動車税	452,913,658 円	512,588,929 円
特別地方消費税（旧法による税）	3,760 円	124,879 円
軽油引取税（旧法による税）	6,303,677 円	3,563,086 円
延滞金	502,180,890 円	— 円
過少申告加算金	1,331,300 円	1,318,900 円
不申告加算金	2,754,143 円	4,643,200 円
重加算金	150,762,672 円	93,165,405 円

注 1 特別地方消費税は，平成 9 年度からの地方消費税の創設に伴い，平成 12 年 4 月 1 日から廃止された。また，軽油引取税は，平成 21 年 4 月 1 日付けで普通税へ変更になったため，平成 21 年 3 月 31 日までの目的税に係るものを「旧法による税」として表示している。

注 2 延滞金の収入未済額については，平成 20 年度まで調定がされていなかったため，前回監査時においては収入未済の滞納繰越額は計上されていない。

イ 公印の管理について

公印の管理において，不要となった次の公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部県税事務所東広島分室）

- ・広島県地域事務所長印
- ・広島県東広島地域事務所税務出納員印

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率 60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、本所の稼働率は、平成 21 年度 42.3%、平成 22 年度（4 月～8 月分）50.0%、東広島分室の稼働率は平成 21 年度 50.0%、平成 22 年度（4 月～8 月分）53.5%となっており、目安とされる 60%に比べ本所は平成 21 年度で 17.7 ポイント、平成 22 年度で 10.0 ポイント、東広島分室は平成 21 年度で 10.0 ポイント、平成 22 年度で 6.5 ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

また、廿日市分室における平成 22 年度（4 月～8 月分）の公用車稼働率は 28.5%、呉分室における平成 22 年度（4 月～8 月分）の公用車稼働率は 23.6%となっており、いずれも目安とされる 60.0%に比べて大幅に下回っている。

分室における公用車の配置・使用等の見直しの際には、今後の公用車の使用予定や業務内容を確認の上、合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置について検討していただきたい。（西部県税事務所本所，廿日市分室，呉分室，東広島分室）

5 東部県税事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関する事、申告書や届出の受付に関する事、滞納となった県税の領収に関する事 など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
・尾道分室	尾道市古浜町 26 番 12 号	

- ・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	69	4 課 2 班	特別滞納整理班, 個人住民税対策班, 税務管理課, 滞納整理課, 課税第一課, 課税第二課
・尾道分室	9	2 班	納税班, 滞納整理班

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（東部県税事務所）

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 21 年 10 月)
個人県民税	1,402,784,945 円	1,212,849,237 円
法人県民税	30,715,222 円	31,804,014 円
個人事業税	61,949,376 円	61,574,184 円
法人事業税	115,238,238 円	109,779,354 円
不動産取得税	98,164,642 円	177,166,335 円
自動車税	173,508,604 円	197,553,858 円
延滞金	206,479,439 円	— 円
過少申告加算金	1,507,991 円	251,876 円
不申告加算金	1,254,397 円	1,835,756 円
重加算金	51,349,769 円	46,875,334 円

注 1 延滞金の収入未済額については、平成 20 年度まで調定がされていなかったため、前回監査時においては収入未済の滞納繰越額は計上されていない。

【意 見】

委託契約における参考見積書の徴取について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を 1 者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、設計金額の適正化に努める必要がある。(東部県税事務所)

- ・不動産鑑定評価業務委託 (平成 22 年度)

(3) 付 記

公用車の管理状況について

尾道分室における平成 22 年度 (4 月～8 月分) の公用車稼働率は 17.3%となっており、目安とされる 60.0%に比べて大幅に下回っている。

分室における公用車の配置・使用等の見直しの際には、今後の公用車の使用予定や業務内容を確認の上、合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置について検討していただきたい。(東部県税事務所尾道分室)

6 北部県税事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること、滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地、所管区域 (所管区域は、業務により異なる場合がある。)

局 名 等	所 在 地	所 管 区 域
北部県税事務所	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市、庄原市

- ・組織体制 (人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局 名 等	人 数	課 の 数	課 名 等
北部県税事務所	20	2 課	収納管理課、課税課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（北部県税事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 21 年 11 月)
個人県民税	97,391,293 円	84,196,065 円
法人県民税	2,394,116 円	3,044,677 円
個人事業税	5,339,760 円	7,833,536 円
法人事業税	994,100 円	2,249,076 円
不動産取得税	71,803,894 円	33,397,000 円
自動車税	41,093,270 円	51,185,857 円
延滞金	20,861,373 円	－ 円
不申告加算金	75,900 円	96,200 円
重加算金	1,533,257 円	1,535,100 円

注 1 延滞金の収入未済額については、平成 20 年度まで調定がされていなかったため、前回監査時においては収入未済の滞納繰越額は計上されていない。

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率 60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、稼働率は平成 21 年度 45.6%，平成 22 年度（4 月～8 月分）41.3%となっており、目安とされる 60%に比べ平成 21 年度で 14.4 ポイント、平成 22 年度で 18.7 ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。（北部県税事務所）

7 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること、食品衛生・薬事に関すること、環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所 西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
・広島支所	広島市中区基町 10 番 52 号	
・呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	

・組織体制（人数は、平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	74人	6課	厚生課，福祉課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
・広島支所	48人	2課	厚生保健課，衛生環境課
・呉支所	24人	2課	厚生保健課，衛生環境課

イ 地方事務所重点監査項目

・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（西部厚生環境事務所・西部保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 863,890円	12人 1,745,460円
生活保護費に係る戻入金・返還金	63人 23,140,243円	62人 26,365,726円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	68人 19,104,201円	73人 19,351,452円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 22,125円	3人 22,125円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 27,000円	1人 27,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 309,572円	4人 363,970円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	1人 600円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 271,320円	2人 281,320円

（西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 4,126,450円	11人 4,896,120円
生活保護費に係る戻入金・返還金	103人 28,670,841円	108人 27,330,326円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	73人 19,269,240円	70人 18,434,219円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	15人 978,100円	14人 1,076,100円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 185,000円	1人 205,000円

（西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
生活保護費に係る戻入金・返還金	41人 19,150,612円	47人 22,081,619円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	16人 6,196,576円	22人 8,393,636円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 565,130円	1人 565,130円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	151人 43,216,361円	158人 43,217,127円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人 3,515,827円	7人 3,470,298円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	7人 196,805円	6人 189,305円
母子福祉資金に係る戻入金	7人 927,500円	7人 927,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	2人 138,000円	1人 108,000円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約（随意契約）の締結に当たって、見積書を別途徴取しなければならないにもかかわらず、設計金額を算出するために徴取した参考見積書をそのまま使用していた。適正な事務処理に努められたい。（西部厚生環境事務所・西部保健所）

・平成 21 年度広島県西部厚生環境事務所産業廃棄物処理業務

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

（ア） 不納欠損処分について

平成 21 年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じることや、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所）

（生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所広島支所）

（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金）（西部厚生環境事務所呉支所）

（イ） 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成 21 年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部厚生環境事務所）

（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部厚生環境事務所広島支所）

（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）（西部厚生環境事務所呉支所）

（ウ） 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成 21 年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所)
(生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所
広島支所)

イ 委託契約における参考見積書の徴取について

次の委託契約において, 設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは, 複数の者からこれを徴取して, 設計金額の適正化に努める必要がある。(西部厚生環境事務所・西部保健所)

- ・平成21年度広島県西部厚生環境事務所産業廃棄物処理業務
- ・平成22年度広島県西部厚生環境事務所試験検査器具洗浄業務

ウ 補助金の交付に係る事務処理について

結核予防費補助金は, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第60条第1項の規定に基づき, 私立学校等が法第53条の2第1項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し, 予算の範囲内において交付するものである。

しかし, 当該補助金の交付手続を行うに当たり, 管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。

補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど, 適切な事務の執行を図る必要がある。(西部厚生環境事務所・西部保健所)

(3) 付 記

ア 債権管理事務の計画的な進行管理について〔参考資料:資料番号1参照〕

滞納繰越となった公法上の債権について, 時効成立が近づいているにもかかわらず, 法的措置の実行の検討や分納誓約書を提出させるなどの取組が十分行われていないものがあつた。財産調査や分納誓約書等の時効中断に向けた手続などに一定の時間がかかることから, 計画的な進行管理に取り組んでいただきたい。

(生活保護事業戻入金・返還金) (西部厚生環境事務所)

(生活保護事業戻入金・返還金) (西部厚生環境事務所呉支所)

イ 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理について〔参考資料:資料番号1参照〕

滞納の長期化に伴い, 借主や連帯保証人などの債務者が, 死亡したり, 行方不明となっているため, 連帯保証人の居所及び相続人調査に多くの労力が必要になっている現状があつた。必要に応じ債務者情報(債務者等の安否, 居所など)の調査・確認を行っていただきたい。

(母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所)

(母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所広島支所)

(母子・寡婦福祉資金貸付金) (西部厚生環境事務所呉支所)

ウ 公用車の管理状況について

公用車については, 稼働率60%を目安に, 配置・使用等の見直しが行われているが, 本所の稼働率は平成21年度54.1%, 22年度(4月~8月分)50.9%, 広島支所の稼働率は平成21年度52.5%, 22年度(4月~8月分)50.8%, 呉支所の稼働率は平成21年度50.3%, 22年度(4月~8月分)48.8%となっており, 目安とされる60%に比べ本所は平成21年度5.9ポイント, 平成22年度9.1ポイント, 広島支所は平成21年度で7.5ポイント, 平成22年度で

9.2 ポイント、呉支所は平成 21 年度で 9.7 ポイント、平成 22 年度で 11.2 ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。(西部厚生環境事務所本所，広島支所，呉支所)

8 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部東厚生環境事務所 西部東保健所	47 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
未熟児養育医療費負担金	7 人 132,571円	7 人 132,571円
生活保護費に係る戻入金・返還金	4 人 853,865円	4 人 943,865円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9 人 3,726,200円	10 人 3,805,940円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	70 人 17,395,367円	62 人 15,971,145円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 2,561,331円	4 人 2,669,171円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1 人 31,300円	1 人 31,300円
母子福祉資金に係る戻入金	3 人 200,000円	3 人 193,000円

イ 物品の管理について

備品の管理において，標識（備品ラベル）が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)

- ・備品 車載用冷蔵庫
- ・根拠 広島県物品管理規則第 44 条

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

(ア) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

(児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金)
(西部東厚生環境事務所)

(イ) 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部東厚生環境事務所)

イ 補助金の交付に係る事務処理について

結核予防費補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第60条第1項の規定に基づき、私立学校等が法第53条の2第1項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において交付するものである。

しかし、当該補助金の交付手続を行うに当たり、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。

補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図る必要がある。(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)

(3) 付記

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理について〔参考資料：資料番号1参照〕

滞納の長期化に伴い、借主や連帯保証人などの債務者が、死亡したり、行方不明となっているため、連帯保証人の居所及び相続人調査に多くの労力が必要になっている現状があった。必要に応じ債務者情報(債務者等の安否、居所など)の調査・確認を行っていただきたい。

(母子・寡婦福祉資金貸付金)(西部東厚生環境事務所)

イ 公用車の管理状況について〔参考資料：資料番号1参照〕

公用車については、稼働率60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、稼働率は平成21年度57.0%、平成22年度(4月～8月分)49.7%となっており、目安とされる60%に比べ平成21年度で3.0ポイント、平成22年度で10.3ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置

の取組を継続していただきたい。(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)

9 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること、食品衛生・薬事に関すること、環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

局名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所 東部保健所	尾道市古浜町26番12号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
・福山支所	福山市三吉町一丁目1番1号	

- ・組織体制(人数は、平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所 東部保健所	59人	4課	厚生課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
・福山支所	50人	3課	厚生保健課, 衛生環境課, 試験検査課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生未然防止に努められたい。

(東部厚生環境事務所・東部保健所)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 2,626,110円	12人 3,787,130円
生活保護費に係る戻入金・返還金	11人 4,122,352円	14人 4,109,065円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	173人 51,118,211円	172人 47,627,451円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	7人 4,405,709円	7人 4,270,373円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	37人 1,237,323円	39人 1,248,790円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 36,000円	1人 36,000円
未熟児養育医療費負担金	3人 104,965円	1人 105,135円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,548,581円	2人 1,658,581円

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
生活保護費に係る戻入金・返還金	14人 6,615,332円	17人 7,121,542円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	20人 5,303,940円	26人 5,960,730円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37人 9,533,067円	44人 9,321,334円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 98,950円	1人 108,950円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	10人 649,085円	16人 920,814円

【意見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

(ア) 不納欠損処分について

平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの、督促状は送付しているものの、その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあった。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと、催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底、支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより、債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに、適切な時効の中断措置を講じることや、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

(児童扶養手当返還金)(東部厚生環境事務所)

(イ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

(児童扶養手当返還金, 生活保護事業戻入金・返還金)(東部厚生環境事務所)

(児童扶養手当返還金, 生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金)
(東部厚生環境事務所福山支所)

(ウ) 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成21年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(生活保護事業戻入金・返還金, 母子・寡婦福祉資金貸付金)(東部厚生環境事務所)

(3) 付記

ア 債権管理事務の計画的な進行管理について〔参考資料：資料番号1参照〕

滞納繰越となった公法上の債権について、時効成立が近づいているにもかかわらず、法的措置の実行の検討や分納誓約書を提出させるなどの取組が十分行われていないものがあった。財産調査や分納誓約書等の時効中断に向けた手続などに一定の時間がかかることから、計画的な進行管理に取り組んでいただきたい。

(児童扶養手当返還金, 生活保護事業戻入金・返還金)(東部厚生環境事務所)

イ 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理について〔参考資料：資料番号1参照〕

滞納の長期化に伴い、借主や連帯保証人などの債務者が、死亡したり、行方不明となっているため、連帯保証人の居所及び相続人調査に多くの労力が必要になっている現状があった。必要に応じ債務者情報（債務者等の安否、居所など）の調査・確認を行っていただきたい。

（母子・寡婦福祉資金貸付金）（東部厚生環境事務所）

（母子・寡婦福祉資金貸付金）（東部厚生環境事務所福山支所）

10 北部厚生環境事務所・北部保健所

（1）監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること、食品衛生・薬事に関すること、環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市

- ・組織体制（人数は、平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部厚生環境事務所・北部保健所	42人	4課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

（2）監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（北部厚生環境事務所・北部保健所）

区分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成21年11月）
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	7人 2,971,000円	7人 3,030,000円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	5人 1,922,997円	5人 2,075,997円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	44人 15,084,618円	40人 15,105,590円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	19人 1,996,480円	21人 2,178,792円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 946,055円	4人 954,670円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 254,300円	3人 290,100円
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 55,760円	1人 57,760円

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

（ア） 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成

に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成 21 年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

(児童扶養手当返還金、生活保護事業戻入金・返還金、母子・寡婦福祉資金貸付金)
(北部厚生環境事務所)

イ 補助金の交付に係る事務処理について

結核予防費補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 60 条第 1 項の規定に基づき、私立学校等が法第 53 条の 2 第 1 項の規定により行う健康診断等結核の予防に要する費用に対し、予算の範囲内において交付するものである。

しかし、当該補助金の交付手続を行うに当たり、管内すべての補助対象事業者に対して補助金交付に係る周知を行うことなく補助金交付事務を行っている状況にある。

補助対象となるすべての学校又は施設の設置者に対して補助制度の案内・通知を行うなど、適切な事務の執行を図る必要がある。

11 西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 農林業の振興に関すること、農道・林道などの整備に関すること、保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
・呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
・東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部農林水産事務所	107	8 課	農村振興課、水産課、水産第二課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課、林務第三課
・呉農林事業所	52	4 課	農村振興課、農村整備課、沖美農業水利改良課、林務課
・東広島農林事業所	41	3 課	農村振興課、農村整備課、林務課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(西部農林水産事務所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	2人 190,094円	2人 190,094円

(西部農林水産事務所東広島事業所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
平成21年災害に係る応急措置等求償金	1人 41,610,450円	0人 0円

イ 補助金交付申請に係る事務処理について

補助事業に係る交付申請において、補助金等交付規則第3条第1項の規定により添付が必要な実施設計書が添付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所)

- ・小規模農業基盤整備事業補助金(平成21年度)
- ・ため池緊急整備事業補助金(平成21年度)

【意見】

委託契約に係る契約変更内容について

次の委託契約について、当初契約後に沈砂池の設置に係る調査設計業務を追加する必要があることが判明したため設計変更を行ったが、その際、契約変更基準に定められた原則を超える大幅な増額を伴う変更契約を締結していた。

委託業務の執行に当たっては、当初設計段階において条例の適合の可否について十分に検討する等、事前の検討を十分に行う必要がある。(西部農林水産事務所)

- ・県営一般農道整備事業 川根2期地区残土処分地資料作成業務(平成21年度)
(当初契約額1,785,000円 変更契約額・精算額5,017,950円)

(3) 付 記

公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、配置・使用等の見直しが行われているが、本所の稼働率は平成21年度49.2%、22年度(4月～8月分)49.1%、呉事業所の稼働率は平成21年度59.1%、22年度(4月～8月分)40.4%となっており、目安とされる60%に比べ本所は平成21年度で10.8ポイント、平成22年度で10.9ポイント、呉事業所は平成21年度で0.9ポイント、平成22年度で19.6ポイント下回っている。

このため、これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。(西部農林水産事務所本所、呉事業所)

12 東部農林水産事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 農林業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

局名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
・尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は，平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

局名等	人数	課の数	課名等
東部農林水産事務所	61	5課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務課，三川ダム管理事務所
・尾道農林事業所	52	4課	農村振興課，農村整備課，重井・三河農業水利改良課，林務課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付記

公用車の管理状況について

公用車については，稼働率60%を目安に，配置・使用等の見直しが行われているが，本所の稼働率は平成21年度56.1%，22年度（4月～8月分）49.5%，尾道事業所の稼働率は平成21年度49.7%，22年度（4月～8月分）49.7%となっており，目安とされる60%に比べ本所は平成21年度で3.9ポイント，平成22年度で10.5ポイント，尾道事業所は平成21年度で10.3ポイント，平成22年度で10.3ポイント下回っている。

このため，これまで進めてきた合同庁舎内における車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。（東部農林水産事務所本所，尾道事業所）

13 北部農林水産事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 農林業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部農林水産事務所	庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部農林水産事務所	82	5 課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（北部農林事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1 人 154,501円	1 人 154,501円
委託契約に係る違約金	1 人 178,500円	1 人 178,500円

(3) 付 記

公用車の管理状況について

北部農林水産事務所（庄原市）では、組織再編により管轄区域が広域化したことに伴い、三次地域での機動的な現場対応などに対応するため、三次庁舎に公用車 2 台を配置しているが、平成 22 年度（4 月～8 月分）の稼働率は 3.9%となっており、目安とされる 60%に比べ大幅に下回っている。

更に個別に見ると、三次庁舎へ配置された 2 台のうち 1 台の稼働率は 0.0%となっていることから、今後の公用車の使用予定や業務内容を確認の上、車両の共用化による相互利用や適正配置について検討していただきたい。（北部農林水産事務所）

14 西部建設事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること，道路・河川などの維持管理に関すること，公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
・呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
・廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
・安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087	
・東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	149	11課 1事務所	建設総務課，建設業課，用地第一課，用地第二課，管理課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，建築課，東部連続立体交差事業課，魚切ダム管理事務所
・呉支所	63	5課 1事務所	管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，野呂川ダム管理事務所
・廿日市支所	37	2課	管理用地課，土木課
・安芸太田支所	51	3課	建設総務課，管理用地課，土木課
・東広島支所	88	6課 2事務所	管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，仁賀ダム建設事業課，椋梨ダム管理事務所，福富ダム管理事務所

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（西部建設事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	4人 860,571円
道路使用料	5人 429,407円	7人 423,553円
河川使用料	20人 978,623円	14人 837,660円
海岸使用料	1人 715,950円	1人 477,300円
公有水面使用料	2人 75,860円	1人 62,100円
砂防設備使用料	1人 4,120円	0人 0円
施設使用料	1人 360円	0人 0円
行政代執行弁償金（道路，港湾）	1人 12,710,531円	1人 12,710,531円
行政代執行弁償金（河川）	1人 241,500円	1人 241,500円

（西部建設事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
漁港使用料	1人 143,760円	1人 718,800円
公有水面使用料	3人 232,760円	2人 540,480円
海岸使用料	1人 4,320円	1人 4,320円

（西部建設事務所廿日市支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
道路使用料	2人 8,400円	2人 8,400円
河川使用料	3人 6,768円	6人 13,051円
砂防設備使用料	1人 5,153円	5人 5,876円

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
道路使用料	1人 87,530円	2人 70,488円
河川使用料	1人 1,890円	9人 65,876円
公有水面使用料	1人 15,480円	1人 15,480円

イ 雑収の現金収納に係る事務処理について

雑収の現金出納に係る事務について、広島県会計規則等に定められた期限(翌開庁日)までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

内 容	雑収(行政文書複写料) 5件 90円
根 拠	広島県会計規則第45条第6項

ウ 常時の資金前渡の支出について

平成22年度の水防等に係る深夜勤務における食糧費(夜食代)や、使用料及び賃借料(駐車場利用に係る料金)の支出に備えるために、それぞれ資金前渡を受けていたが、食糧費が不足したため、食糧費の追加交付を受けることなく、使用料及び賃借料から支出していた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

エ 財産の管理及び使用料収入事務について

(ア) 砂防設備使用料について、占用許可の期限切れ後も占用物件が存在し、占用者も明らかであるのに、占用許可の更新を行わないまま使用料の調定を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

・1件 4,120円

(イ) 砂防設備使用料について、使用許可期限後に提出された廃止届を基に、遡及して調定取消しをしていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所東広島支所)

・2件 9,720円

オ 物品の管理について

備品の管理において、標識(備品ラベル)が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

- ・備品 シュミットテストハンマー(備品番号9500012)
シュミットテストハンマー(備品番号9500013)
- ・根拠 広島県物品管理規則第44条

カ 公印の管理について

公印の管理において、不要となった次の公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

- ・広島県広島土木建設事務所長印
- ・広島県広島土木建設事務所出納員印

キ 借受財産の登録について

賃貸借契約が自動更新されている土地の借受財産について、財務会計システムへの契約

更新の入力を行っていないものがあつた,適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

財産の名称	加計独身寮借受財産(土地) 2件
借受期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日(1年間毎の自動更新)

ク 委託契約における事務処理について

(ア) 次の委託契約において,再委託に係る承認手続きを行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

- ・一級河川 太田川水系 鈴張川 総合流域防災工事(2工区)に伴う業務委託(井戸調査)

(イ) 次の委託契約において,次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所東広島支所)

- ・福富ダム管理事務所自家用電気工作物保安業務委託契約

契約書等の条文	内 容
第6条(委託料)	「月額を定めて支払うこととし別途額を定める」としているが,この額を定めないまま,委託料を月額払いしていた。(契約額/月数)

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について [参考資料:資料番号1参照]

(ア) 不納欠損処分について

平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において,督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの,督促状は送付しているものの,その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあつた。法令に定める督促の手続をとることはもちろんのこと,催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底,支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあつては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより,債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに,適切な時効の中断措置を講じることや,滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより,適切な不納欠損処分を行う必要がある。

(漁港使用料)(西部建設事務所呉支所)

(イ) 法的措置の実行について

法的措置については,「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け,支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが,平成21年度に法的措置を行っていない債権も多く,債権回収の取組が十分とは言えない。また,滞納が長期に及ぶ場合,文書などによる支払の催告は行っているが,法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから,先事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い,積極的な債権回収を図る必要がある。

(公有水面使用料)(西部建設事務所呉支所)

(道路使用料,河川使用料)(西部建設事務所廿日市支所)

(ウ) 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成 21 年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料) (西部建設事務所)

(漁港使用料, 道路使用料) (西部建設事務所呉支所)

(道路使用料) (西部建設事務所東広島支所)

イ 債権管理簿の管理について

道路使用料等の債権回収に向けた取組のうち、滞納処分の執行停止など記載すべき重要な事項の一部について、債権管理簿への記載漏れがあった。

債権管理の状況を明らかにするため、債権管理簿の管理を適切に行う必要がある。(西部建設事務所東広島支所)

- ・道路使用料
- ・河川使用料
- ・公有水面使用料

ウ 補助金の履行確認について

次の補助金交付事務については、本庁(土木局)において補助金の内定、交付申請書受理、交付決定、額の確定、補助金支出などの事務を行い、建設事務所では、実績報告書受理、検査・履行確認の業務が行われている。

建設事務所においては、本庁から送付された交付決定(変更承認)の書類の写しを基に業務を行っているが、その際に事業の内容(図面・設計書等)が記載された補助申請書等の書類、補助事業の成果を確認するために必要な成果物、精算設計書などの提出を受けていなかった。

履行確認は、その報告に係る補助事業等の成果が、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか調査するものであることから、履行確認に必要な書類の提出を市町に求めるとともに、必要に応じて現地調査等を行うなどして適切な履行確認に努める必要がある。(西部建設事務所)

- ・都市基盤河川改修事業〔平成 20 年度(平成 21 年度への繰越事業)〕
- ・総合流域防災事業〔平成 20 年度(平成 21 年度への繰越事業)〕

(3) 付 記

委託契約に係る契約変更内容について

次の委託契約について、業務執行前における現地調査などを十分に行うことなく業務を発注したため、当初の契約と業務内容が大幅に異なる変更契約を締結・執行していた。

委託業務の執行に当たっては、業務内容や現地の状況を十分に勘案する等、計画的な業務の執行に努めていただきたい。(西部建設事務所東広島支所)

- ・急傾斜地春慶山地区 急傾斜維持修繕業務委託

15 東部建設事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること，道路・河川などの維持管理に関すること，公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

局名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
・三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

局名等	人数	課の数	課名等
東部建設事務所	120	9課	管理課，用地第一課，用地第二課，維持課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課
・三原支所	93	7課	建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，野間川ダム建設事業課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（東部建設事務所）

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
道路使用料	6人 1,310,110円	6人 1,777,720円
河川使用料	4人 365,910円	6人 702,080円
住宅使用料	261人 35,655,875円	275人 37,286,282円
駐車場使用料	128人 2,887,007円	140人 3,258,521円
港湾施設使用料	7人 9,493,260円	8人 10,493,751円
雑入	1人 490,037円	1人 479,469円

（東部建設事務所三原支所）

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年10月)
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	1人 164,215円
建設工事請負契約解除に伴う遅延利息	1人 46,713円	1人 46,713円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり不適切な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(東部建設事務所)

委託業務名	内 容
福山沼隈線道路改良事業に係る用地調査業務委託 11 工区 (平成 21 年度)	「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」に定められた評定結果等の通知が遅延しているものがあつた。
国道 313 号外附属物維持業務委託 (平成 20～21 年度)	契約書によって定められた特記仕様書に基づいて受託者から提出を受けている「現場代理人及び主任技術者等氏名届」に、配置予定技術者を専任で配置する内容の誓約書が添付されていなかった。
福山港、尾道糸崎港清掃船実施設計委託業務 (平成 22 年度)	一般競争入札の無効に伴い、契約事務をやり直して実施した再度公告入札において、執行伺い及び予定価格の作成が行われていなかった。

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について [参考資料：資料番号 1 参照]

(ア) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成 21 年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

(道路使用料、河川使用料) (東部建設事務所)

(イ) 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成 21 年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があつた。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(道路使用料) (東部建設事務所)

イ 委託契約における設計金額の算出について

委託契約の設計金額の算出において、計算を誤っているものがあつた。契約における予定価格は、設計金額を基に設定されることから、設計金額は、適正に算出する必要がある。

(東部建設事務所三原支所)

- ・野間川ダム本体工事に伴う総合評価事務支援業務委託契約 (平成 21 年度)

16 北部建設事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること、道路・河川などの維持管理に関すること、公共用地の取得に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

局名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
・庄原支所	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

局名等	人数	課の数	課名等
北部建設事務所	45	5課	管理課，用地課，維持課，工務課，建築課
・庄原支所	42	3課	管理用地課，土木課，庄原ダム建設事業課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・債権管理の状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（北部建設事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
住宅使用料	24人 2,377,907円	23人 2,204,057円
駐車場使用料	10人 302,678円	7人 221,166円

イ 行政財産使用料の徴収事務について

行政財産の使用料徴収において，収入手続きが遅延しているものがあつた。また，財務会計トータルシステムによる事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所）

（ア）収入手続きが遅延していたもの

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成22年4月30日（継続4件）
実際の納付期限	平成22年9月30日（継続4件）
使用料	493,010円（継続4件）
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）

（イ）財務会計トータルシステムによる事務処理を行っていなかったもの

区 分	内 容
使用許可	① 行政財産使用許可調書出力（継続5件） ② 使用許可決裁（許可書出力）（継続5件）
根拠	財務会計トータルシステム事務処理要領（財産）第8章

第3 参考資料

監査の結果等参考資料

資料番号

1

重点監査項目	債権管理の状況について
監査の趣旨	<p>所管している主な債権について、</p> <p>①債権管理会議で示された債権の分類ごとの処理方針に基づき、具体的な債権管理方法等を定め、これに取り組んでいるか、</p> <p>②滞納整理や法的措置などの具体的な処理方針等が本庁担当課などから明確に示され、債権管理の取組状況を定期的に把握し、その取組状況について定期的に報告しているか、</p> <p>③不納欠損処分は、時効中断措置などを講じた上で適切に行われているか、</p> <p>④法的措置は、必要に応じ適切に行われているか</p> <p>などについて重点的に監査した。</p>
監査対象機関	西部総務事務所，東部総務事務所，北部総務事務所，西部厚生環境事務所，西部東厚生環境事務所，東部厚生環境事務所，北部厚生環境事務所，西部農林水産事務所，東部農林水産事務所，北部農林水産事務所，西部建設事務所，東部建設事務所，北部建設事務所
監査の結果等	※ [] 内は，対象事務所
<p>1 監査の概要</p> <p>税外債権の適正管理の確保，債権回収対策の促進，債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため，平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では，平成19年度から平成21年度までの3年間を「集中対策期間」と位置付けて，債権ごとに縮減目標を掲げて，全庁を挙げて債権回収に向けて取り組むこととされたところである。</p> <p>監査委員としても，この3年間，税外債権に係る債権管理の状況について，重点監査項目として取り上げ，監査を行ってきたところである。</p> <p>各事務所でも縮減目標を定め，債権の区分管理や徴収強化月間を設けるなどの取組が行われ，法的措置の実行も進められつつある。重点監査対象に掲げた10の債権については，大部分の債権において対前年度比で滞納繰越額を減少させている。内容を見ると，債権回収額が新規滞納発生額を上回った債権があり，又は実質的にみて不納欠損処分により滞納繰越額が減少した債権があった。</p> <p>現在の厳しい経済情勢のもと，債権回収が容易に進んでいない状況にあるが，債権管理の基本である債権回収手続を適正に行うことはもちろんのこと，債権の状況に応じた必要な措置を講じるなど，債権管理の高度化・効率化を図り，税外債権の縮減に向けて，県民に対して説明責任が果たせるよう，引き続き取組を強化することが重要である。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【意見】</p> <p>ア 不納欠損処分について</p> <p>平成21年度に不納欠損処分を行っている債権において，督促の手続をとらずに時効の到来を迎えたもの，督促状は送付しているものの，その後の督促・催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあつた。法令に定める督促の手続きをとることはもちろんのこと，催告書の送付や電話・訪問などによる債権回収の取組の徹底，支払督促の申立てや滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの法的措置の実行などにより，債権回収に向けて最大限の取組を行うとともに，適切な時効の中断措置を講じることや，滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより，適切な不納欠損処分を行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">〔 関係厚生環境事務所・支所（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金） 西部建設事務所呉支所（漁港使用料） 〕</p>	

イ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」において定められた縮減目標の達成に向け、支払督促の申立てや滞納処分を行うなどの取組が進められつつあるが、平成 21 年度に法的措置を行っていない債権も多く、債権回収の取組が十分とは言えない。また、滞納が長期に及ぶ場合、文書などによる支払の催告は行っているが、法的措置の前提となる財産調査がほとんど行われていない状況にあることから、先行事例を生かすなどして必要に応じて法的措置を的確に行い、積極的な債権回収を図る必要がある。

（ 関係厚生環境事務所・支所（児童扶養手当返還金，生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）
関係建設事務所・支所（道路使用料，河川使用料，公有水面使用料）

ウ 新規発生債権の抑制について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの迅速な初期対応が極めて重要であるが、平成 21 年度において、債権回収額を上回る新規滞納額が生じている債権があった。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、本庁主管課や税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、引き続き新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

（ 関係厚生環境事務所・支所（生活保護事業戻入金・返還金，母子・寡婦福祉資金貸付金）
関係建設事務所・支所（漁港使用料，道路使用料，河川使用料，公有水面使用料）

3 付 記

ア 債権管理事務の計画的な進行管理について

滞納繰越となった公法上の債権について、時効成立が近づいているにもかかわらず、法的措置の実行の検討や分納誓約書を提出させるなどの取組が十分行われていないものがあつた。財産調査や分納誓約書等の時効中断に向けた手続などに一定の時間がかかることから、計画的な進行管理に取り組んでいただきたい。

（ 東部厚生環境事務所（児童扶養手当返還金）
西部厚生環境事務所，西部厚生環境事務所呉支所，東部厚生環境事務所（生活保護事業戻入金・返還金）

イ 母子寡婦福祉資金に係る債権管理について

滞納の長期化に伴い、借主や連帯保証人などの債務者が、死亡したり、行方不明となっているため、連帯保証人の居所及び相続人調査に多くの労力が必要になっている現状があつた。必要に応じ債務者情報（債務者等の安否，居所など）の調査・確認を行っていただきたい。

〔各厚生環境事務所〕

重点監査の対象とした債権の状況

1 滞納繰越額の推移

重点監査の対象債権 10 債権（本庁監査で重点監査の対象とした 34 債権のうち、地方事務所で債権管理しているもの）の状況は、次のとおりであった。

繰越滞納額の推移（監査調査より作成）

（単位：人・円）

債権の名称	事務所名	平成18年度		平成19年度		平成20年度(A)		平成21年度(B)		H21—H20増減(B-A)		H21—H18増減		平成22年(監査日現在)	
		人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額
行政執行弁償金	東部厚生環境事務所	3	1,668,905	3	1,668,905	2	1,658,581	2	1,588,581	0	▲ 70,000	▲ 1	▲ 80,324	2	1,548,581
	西部農林水産事務所	2	57,361,035	2	57,294,774	2	57,294,514	2	57,294,514	0	0	0	▲ 66,521	2	57,294,514
	西部建設事務所	1	12,710,531	1	12,710,531	2	12,952,031	2	12,952,031	0	0	1	241,500	2	12,952,031
	西部建設事務所呉支所	1	105,060	1	105,060	0	0	0	0	0	0	▲ 1	▲ 105,060	0	0
	東部建設事務所三原支所	1	164,215	1	164,215	1	164,215	1	164,215	0	0	0	0	1	164,215
	(小計)	8	72,009,746	8	71,943,485	7	72,069,341	7	71,999,341	0	▲ 70,000	▲ 1	▲ 10,405	7	71,959,341
児童扶養手当返還金	西部厚生環境事務所	13	1,778,090	13	1,673,090	13	1,793,460	4	895,890	▲ 9	▲ 897,570	▲ 9	▲ 882,200	3	863,890
	西部厚生環境事務所広島支所	9	3,456,840	10	4,801,880	12	5,003,200	9	4,198,450	▲ 3	▲ 804,750	0	741,610	9	4,126,450
	西部厚生環境事務所呉支所	45	10,869,886	43	10,430,886	29	8,514,746	16	6,278,576	▲ 13	▲ 2,236,170	▲ 29	▲ 4,591,310	16	6,196,576
	西部東厚生環境事務所	13	4,243,830	10	3,986,700	10	3,817,940	9	3,746,200	▲ 1	▲ 71,740	▲ 4	▲ 497,630	9	3,726,200
	東部厚生環境事務所	14	4,251,060	13	3,971,060	12	3,820,130	9	2,632,110	▲ 3	▲ 1,188,020	▲ 5	▲ 1,618,950	9	2,626,110
	東部厚生環境事務所福山支所	38	8,222,550	31	6,983,670	26	6,175,730	24	5,583,750	▲ 2	▲ 591,980	▲ 14	▲ 2,638,800	20	5,303,940
	北部厚生環境事務所	8	3,141,520	8	3,105,520	7	3,051,000	7	2,998,000	0	▲ 53,000	▲ 1	▲ 143,520	7	2,971,000
(小計)	140	35,963,776	128	34,952,806	109	32,176,206	78	26,332,976	▲ 31	▲ 5,843,230	▲ 62	▲ 9,630,800	73	25,814,166	
児童福祉施設措置費負担金	西部厚生環境事務所	1	20,300	1	20,300	2	28,600	0	0	▲ 2	▲ 28,600	▲ 1	▲ 20,300	0	0
	(小計)	1	20,300	1	20,300	2	28,600	0	0	▲ 2	▲ 28,600	▲ 1	▲ 20,300	0	0
生活保護事業 戻入金・返還金	西部厚生環境事務所	70	27,559,758	75	27,799,004	62	26,948,826	69	24,426,096	7	▲ 2,522,730	▲ 1	▲ 3,133,662	63	23,140,243
	西部厚生環境事務所広島支所	109	22,906,837	113	24,562,430	110	27,926,819	112	29,524,201	2	1,597,382	3	6,617,364	103	28,670,841
	西部厚生環境事務所呉支所	82	27,010,295	73	25,730,251	54	22,452,169	43	19,377,042	▲ 11	▲ 3,075,127	▲ 39	▲ 7,633,253	41	19,150,612
	西部東厚生環境事務所	5	1,212,719	4	1,067,865	4	970,865	4	883,865	0	▲ 87,000	▲ 1	▲ 328,854	4	853,865
	東部厚生環境事務所	20	4,598,974	17	4,452,474	14	4,168,065	13	4,179,352	▲ 1	11,287	▲ 7	▲ 419,622	11	4,122,352
	東部厚生環境事務所福山支所	24	7,864,535	19	8,834,886	17	7,344,916	14	6,785,832	▲ 3	▲ 559,084	▲ 10	▲ 1,078,703	14	6,615,332
	北部厚生環境事務所	4	1,926,247	4	1,859,247	5	2,105,997	5	2,001,997	0	▲ 104,000	1	75,750	5	1,922,997
(小計)	314	93,079,385	305	94,306,157	266	91,917,657	260	87,178,385	▲ 6	▲ 4,739,272	▲ 54	▲ 5,900,980	241	84,476,242	
母子・寡婦福祉資金貸付金	西部厚生環境事務所	111	21,460,540	94	19,923,074	101	20,351,181	89	20,922,880	▲ 12	571,699	▲ 22	▲ 537,660	76	19,463,498
	西部厚生環境事務所広島支所	82	18,761,005	81	19,242,612	86	20,802,148	91	21,871,277	5	1,069,129	9	3,110,272	77	20,432,340
	西部厚生環境事務所呉支所	177	45,580,760	207	48,765,879	194	50,608,863	175	50,332,700	▲ 19	▲ 276,163	▲ 2	4,751,940	160	47,856,493
	西部東厚生環境事務所	76	19,895,958	82	19,619,999	75	19,246,336	91	21,042,721	16	1,796,385	15	1,146,763	78	20,187,998
	東部厚生環境事務所	191	46,638,111	202	51,390,416	200	55,003,791	211	58,853,825	11	3,850,034	20	12,215,714	202	56,857,290
	東部厚生環境事務所福山支所	87	13,434,882	75	13,373,413	61	10,991,901	50	10,613,232	▲ 11	▲ 378,669	▲ 37	▲ 2,821,650	39	10,281,102
	北部厚生環境事務所	60	22,411,113	62	22,628,030	62	20,410,147	55	18,700,116	▲ 7	▲ 1,710,031	▲ 5	▲ 3,710,997	54	18,281,453
(小計)	784	188,182,369	803	194,943,423	779	197,414,367	762	202,336,751	▲ 17	4,922,384	▲ 22	14,154,382	686	193,360,174	
漁港使用料	西部建設事務所呉支所	4	1,062,308	3	1,059,368	1	718,800	1	143,760	0	▲ 575,040	▲ 3	▲ 918,548	1	143,760
	東部建設事務所	1	117,800	0	0	1	116,280	1	116,280	0	0	0	▲ 1,520	0	0
(小計)	5	1,180,108	3	1,059,368	2	835,080	2	260,040	0	▲ 575,040	▲ 3	▲ 920,068	1	143,760	
道路使用料	西部建設事務所	6	18,660	7	364,468	9	424,029	7	431,622	▲ 2	7,593	1	412,962	5	429,407
	西部建設事務所呉支所	10	290,228	6	143,310	2	93,800	2	115,000	0	21,200	▲ 8	▲ 175,228	0	0
	西部建設事務所廿日市支所	4	128,040	8	135,255	3	25,200	2	8,400	▲ 1	▲ 18,800	▲ 2	▲ 119,640	2	8,400
	西部建設事務所東広島支所	5	98,748	5	161,980	3	70,848	1	87,530	▲ 2	16,682	▲ 4	▲ 11,218	1	87,530
	東部建設事務所	16	4,581,970	16	4,624,270	6	1,838,620	6	1,381,160	0	▲ 457,460	▲ 10	▲ 3,200,810	6	1,310,110
	東部建設事務所三原支所	2	19,800	2	7,044	0	0	0	0	0	0	▲ 2	▲ 19,800	0	0
	北部建設事務所	11	124,817	18	125,567	0	0	0	0	0	0	▲ 11	▲ 124,817	0	0
(小計)	54	5,262,263	62	5,561,894	23	2,452,497	18	2,023,712	▲ 5	▲ 428,785	▲ 36	▲ 3,238,551	14	1,835,447	
河川使用料	西部建設事務所	60	8,626,714	39	3,906,916	27	1,556,982	29	1,723,053	2	166,071	▲ 31	▲ 6,903,661	20	978,623
	西部建設事務所呉支所	4	4,198	2	15,480	0	0	0	0	0	▲ 4	▲ 4,198	0	0	
	西部建設事務所廿日市支所	8	111,333	14	125,786	6	13,051	3	6,768	▲ 3	▲ 6,283	▲ 5	▲ 104,565	3	6,768
	西部建設事務所東広島支所	14	79,424	27	104,414	17	80,416	5	58,556	▲ 12	▲ 21,860	▲ 9	▲ 20,868	1	1,890
	東部建設事務所	13	957,840	16	1,124,825	6	702,080	5	374,345	▲ 1	▲ 327,735	▲ 8	▲ 583,495	4	365,910
	東部建設事務所三原支所	19	75,832	11	108,674	0	0	0	0	0	0	▲ 19	▲ 75,832	0	0
	北部建設事務所	12	55,380	18	79,920	0	0	0	0	0	0	▲ 12	▲ 55,380	0	0
(小計)	130	9,910,721	127	5,466,015	56	2,352,529	42	2,162,722	▲ 14	▲ 189,807	▲ 88	▲ 7,747,999	28	1,353,191	
港湾使用料	東部建設事務所	8	3,847,597	6	3,514,603	11	15,154,304	11	12,763,263	0	▲ 2,391,041	3	8,915,666	7	9,493,260
	(小計)	8	3,847,597	6	3,514,603	11	15,154,304	11	12,763,263	0	▲ 2,391,041	3	8,915,666	7	9,493,260
公有水面使用料	西部建設事務所	1	1,020	0	0	1	62,100	2	75,860	1	13,760	1	74,840	2	75,860
	西部建設事務所呉支所	12	486,560	8	514,020	3	570,440	3	232,760	0	▲ 337,680	▲ 9	▲ 253,800	3	232,760
	西部建設事務所東広島支所	1	15,480	1	15,480	1	15,480	1	15,480	0	0	0	0	1	15,480
	東部建設事務所三原支所	10	4,050,785	11	4,363,018	2	522,310	0	0	▲ 2	▲ 522,310	▲ 10	▲ 4,050,785	0	0
(小計)	24	4,553,845	20	4,892,518	7	1,170,330	6	324,100	▲ 1	▲ 846,230	▲ 18	▲ 4,229,745	6	324,100	

※ 滞納繰越額は各年度末時点。人数は債権ごとに計上しているため、合計が一致しない場合がある。